

埼玉県介護人材採用・育成事業者認証制度実施要綱

（目的）

第1条 埼玉県介護人材採用・育成事業者認証制度は、介護サービスを提供する事業所及び施設（以下「事業所等」という。）並びに事業所等を運営する事業者（以下「事業者」という。）が行う取組のレベルアップや職員育成の促進とともに、その「見える化」によって、新たな人材の参入が図られ、結果、埼玉の福祉が一層向上することを目的に実施する。

（認証の対象）

第2条 認証の対象は、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）に基づき、埼玉県内で指定された事業所等のうち、別表第1の認証対象サービスに該当するものとする。

（認証の区分）

第3条 認証の区分については、次の各号のとおりとする。

- （1）1つ星 指定された宣言の内容に賛同する事業所等
- （2）2つ星 採用・育成等への取組が充実している事業所等
- （3）3つ星 採用・育成等への取組が高い水準で充実している事業所等

2 1つ星の有効期間は無期とし、2つ星及び3つ星の有効期間は、当該認証の日（第9条の更新がされた場合にあっては、従前の認証の有効期間の満了の日の翌日）から起算して3年を経過する日の属する月の末日とする。

（認証の申請）

第4条 申請は事業者が行うこととし、認証を希望する事業者は、様式第1号により知事に申請を行う。なお、知事に申請する書類は、埼玉県福祉部高齢者福祉課に提出しなければならない。

2 次条の認証又は不認証の決定の前に、申請を取り下げる場合は、様式第2号により申し出るものとする。

（認証の審査等）

第5条 知事は、認証の申請が別表第2に定める基準に適合すると認めるときは、認証するものとする。

2 知事は、前項の規定により認証の決定をしたときはその旨を、同項の規定により不認証の決定をしたときはその旨及びその理由を、当該申請者に対し、速やかに、様式第3号により通知するものとする。

3 知事は、認証を取得した事業所等（以下「認証事業所等」という。）の認証ランク、名称、所在地、電話番号、サービス種類及びホームページアドレス等を公表するとともに、

認証書を交付することができる。なお、認証書の交付を受けた者は、運営する事業所等に
掲示するよう努めることとする。

(欠格条項)

第6条 第2条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、認証の申請をすることができない。

- (1) 過去1年間に法令に抵触し、又は不適正な運営を行った者
- (2) 過去5年間に不正請求や事件（虐待など）により行政処分又は刑事処分を受けた者
- (3) 労働基準監督署からの是正勧告を受け、速やかに対応しなかった者
- (4) 指定効力停止以上の行政処分を受けた者
- (5) 社会保険・労働保険料に未納がある者
- (6) 公序良俗に反する事業を行った者
- (7) 第13条の規定により認証を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者
- (8) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）である者又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
- (9) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
- (11) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している者

(意見聴取等)

第7条 知事は、申請があったときは、申請書及び添付書類の記載に相違がないかの確認のため、当該申請者に対して必要に応じて意見聴取を行うものとする。

- 2 当該申請者は、前項の規定に基づく意見聴取の通知を受けたときは、誠実に協力しなければならない。

(情報の提供)

第8条 知事は、介護人材の参入及び育成並びに県民への情報提供を目的とし、認証事業所等について、広く情報を提供するものとする。

- 2 前項の実施にあたり、知事から求めがあった場合は、事業者及び認証事業所等は協力するよう努めるものとする。

3 事業者及び認証事業所等は、この要綱に係る取組の状況について、自ら広く情報提供に努めるものとする。

(認証の更新)

第9条 第3条第1項に定める2つ星及び3つ星の認証の更新を受けようとする者は、有効期間の満了の日の属する年度（以下この項において「更新申請期間」という。）において、別に定める期間内に、様式第1号により知事に有効期間の更新の申請をしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により更新申請期間にその申請をすることができないときは、この限りでない。

(変更の届出)

第10条 事業者は、次の各号のいずれかを変更した場合は、変更が生じた日から30日以内に様式第4号により、知事に届け出なければならない。

- (1) 認証事業所等の所在地
- (2) 認証事業所等の名称
- (3) 第2条に規定する介護サービスの種別

(認証の辞退)

第11条 事業者は、認証を辞退する場合は、様式第5号により、速やかに知事に届け出なければならない。

(認証の失効)

第12条 事業者又は認証事業所等について、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、第5条の認証は、その効力を失う。

- (1) 認証の有効期間が経過したとき。
- (2) 解散したとき。
- (3) 第2条に規定する全ての介護サービスを休止又は廃止したとき。
- (4) 第13条に規定する取消しをされたとき。

(認証の取消)

第13条 知事は、事業者又は認証事業所等が次に掲げる各号のいずれかに該当する場合には、認証を取り消すことができる。

- (1) 第6条の欠格条項に該当するとき。
- (2) 提出された書類に虚偽の記載があったことが判明したとき。
- (3) その他、認証の継続が適切でないと判断されるとき。

2 知事は、前項の規定に該当する疑いがあると認めるときは、意見聴取を行うことができ

る。

- 3 知事は、認証の取消しを決定したときは、様式第6号により認証取消通知書を交付するものとする。

(名称等の使用制限)

第14条 認証事業所等でない事業所等は、認証事業所等であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

(その他)

第15条 その他、認証等に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月24日から施行する。

2 埼玉県介護人材採用・育成事業者認証制度については、この要綱の施行後3年を目途としてその全般に関して検討が加えられ、その結果に基づき、必要な見直し等の措置が講ぜられるべきものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

2 埼玉県介護人材採用・育成事業者認証制度については、この要綱の施行後3年を目途としてその全般に関して検討が加えられ、その結果に基づき、必要な見直し等の措置が講ぜられるべきものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年5月27日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年9月26日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年8月30日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年7月6日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

別表第1（対象事業所等）

	サービスの種別	事業所等の種別
1	介護保険施設	介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護医療院
2	指定居宅サービス	訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 通所介護 通所リハビリテーション 短期入所生活介護 短期入所療養介護 特定施設入居者生活介護 福祉用具貸与
3	指定介護予防サービス	介護予防訪問入浴介護 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション 介護予防短期入所生活介護 介護予防短期入所療養介護 介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防福祉用具貸与
4	地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 看護小規模多機能型居宅介護
5	地域密着型介護予防サービス	介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 介護予防認知症対応型共同生活介護

別表 2－1（1つ星認証基準）

申請書の提出（様式第1号）
取組宣言書の提出
事業所一覧の提出

別表第 2－2（2つ星認証項目）

区分	認証の項目
採用	・ ホームページに法人理念や運営方針を掲載 ・ ホームページに勤務シフト例（夜勤数や休日数を含む）を掲載 ・ 離職率を算定 ・ ホームページに諸手当（家族、交通、資格等）、福利厚生の内容を掲載
育成	・ 法人理念や運営方針を職員に周知 ・ 毎年、全職員との面談を実施 ・ 毎年、人事評価とフィードバックを実施 ・ 職位・職責・職務内容に応じた任用要件と賃金体系整備 ・ ハラスメント対策への取組を実施 ・ 介護福祉士等の資格取得のための支援、外部研修の受講支援 ・ OJT 制度（エルダー・メンター制度等含む）を導入 ・ 職員育成方針、研修計画・キャリアアップイメージを策定
サービス	・ 事故、トラブルへの対応マニュアル等の作成 ・ 利用者やその家族向けの相談・苦情窓口設置及び積極的な周知・案内 ・ 技術向上に係る研修の実施や業務マニュアル等の作成
社会貢献	・ 地域行事への参加等、社会貢献実績がある

別表第2-3 (3つ星認証項目)

区分	認証の項目
採用	・ ホームページに職員育成方針、研修・キャリアアップイメージを掲載 ・ 有給休暇の取得または労働時間縮減のための取組を実施 ・ 年間平均休日数、有給取得日数・取得率を算定 ・ 過去3年間のうち、離職率が県平均を下回った年が1年以上ある ・ ホームページに新規職員の初任給と将来の年収目安を掲載 ・ 多角的な採用活動を実施（法人ホームページ、ハローワーク活用、求人広告掲載等） ・ ホームページに産休・育休からの職場復帰に関する取組内容を公表
育成	・ 職員の健康管理（メンタルヘルスを含む）のための相談体制を構築・周知 ・ 自法人・事業所を取り巻く環境や今後の課題について話し合う機会を設けている ・ 経験、資格、評価のいずれかに応じた昇給制度導入 ・ 次世代育成支援を推進する取組(子育て・介護のための特別休暇、事業所内託児施設等) ・ OJT 指導者を対象とした研修の実施
サービス	・ 介護機器や介護ロボット、ICT等を導入し、かつ、その概要をホームページ等へ掲載（※：介護老人福祉施設、介護老人保険施設、介護医療院、特定施設入居差生活介護のみ） ・ 家族のため、ホームページで利用者の様子（イベント等）を紹介
社会貢献	・ イベントの開催や学生の見学の受け入れ等、地域に開かれた事業運営（※：介護老人福祉施設、介護老人保険施設、介護医療院、特定施設入居差生活介護のみ） ・ 障害を有する者や外国人等の働きやすい職場環境を構築 ・ 以下の①～⑥に掲げる社会貢献活動のうち、一つ以上の取組を実施 ①社会福祉法人等による利用者負担軽減制度 ②彩の国あんしんセーフティネット事業 ③被災地支援 ④地域の高齢者を対象とした無料（または低額）のサービス（買い物の送迎や見守りサービス等） ⑤地域の子どもの対象とした無料（または低額）の学習支援サービス ⑥その他特に優れていると認められる CSR 活動